

平成 24 年 7 月 10 日

会 員 各 位

四 病 院 団 体 協 議 会

一般社団法人 日本病院会

会 長 堺 常 雄

社団法人 全日本病院協会

会 長 西 澤 寛 俊

社団法人 日本医療法人協会

会 長 日 野 頌 三

公益社団法人 日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學

## 医療機器関連の特別償却制度に関する 実態調査へのご協力をお願い

平素より大変お世話になっております。

医業に係る税制には、四段階税制、医療機器の特別償却等様々な優遇措置が執られています。これら既存の税制優遇は、租税特別措置法に規定されている時限措置である場合が多く、その時限が到来した際には、諸般の事情を考慮した上で税務当局に対して、厚生労働省から制度の存続を要望しております。

既存の優遇措置の中では、「医療用機器の特別償却」、「医療安全に資する機器に係る特別償却制度」の 2 種類がそれぞれ平成 25 年度末でその時限を迎えることとなります。

現在の租税特別措置を巡る状況を勘案しますと、従前よりも綿密な調査を行い、定量的な根拠に基づいた要望を行う必要があります。

つきましては、厚生労働省からのご依頼によりそれぞれの利用状況・実態を把握するため、皆様方のご意見を頂戴したく本調査を実施することとなりました。

この調査の結果は今後もよりよい医療を国民に提供するため、より効果的な医業税制の確立に向けて、税制改正要望等を行う際の参考資料とさせていただく予定です。

御協力いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

**【調査目的】**

税制の利用状況・実態を把握し、効果的な医業税制の確立に向けての税制改正要望等を行う参考資料とさせていただくため。

**【送付書類】**

- 調査票 1 医療用機器の特別償却制度に関する調査票  
(別表 特別償却対象機器リスト)
- 調査票 2 医療安全に資する機器に係る特別償却制度に関する調査票  
(意識調査)
- 調査票 3 医療安全に資する機器に係る特別償却制度に関する調査票  
(購入実績) ○参 考 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の概要

**【回答方法】**

次のいずれかの方法でご回答ください。

- ① 上記調査票に記載のうえ、FAXにて全日本病院協会あてに返送  
FAX 03-3237-9366
- ② 全日本病院協会のホームページから、上記の調査票をダウンロードして  
ご記入の上、電子メールに添付して次のアドレス宛に返送  
Mail-address [komuro@ajha.or.jp](mailto:komuro@ajha.or.jp)  
(注) 全日本病院協会ホームページ <http://www.ajha.or.jp/>

**【回答期限】**

平成24年7月31日(火)

**【調査に関するご質問】**

(TEL) 03-3595-2189

厚生労働省医政局総務課 藤本(調査票1/医療用機器)

初村(調査票2・3/医療安全機器)

**【その他本件に関するお問合せ、ご意見等】**

(TEL) 03-3234-5165

全日本病院協会 担当者：小室、伊藤文泰